平成２７年（フ）第２６１号
和歌山市直川４番地１
債務者　ａｎｄ　Ｌｕｐｉｎこと　仙　　真紀
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２６７号
和歌山県海南市下津町上309番地グリーンフル中西Ｂ棟206号室、住民票上の住所和歌山県海南市下津町上309番地
債務者　大畑　純也
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２７３号
和歌山県岩出市山778番地の１（103号）
債務者　佛　智得人
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２８０号
和歌山市小倉213番地
債務者　森本技建板金こと　森本　良樹
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２８６号
和歌山県有田市下中島76番地５　カーサ・ラッフィナート201号
債務者　山口　顕良
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２９０号
和歌山市堀止東１丁目３番　市営堀止団地25号、住民票上の住所和歌山市堀止東１丁目３番25号
債務者　森田加代子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２８３号
沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目33番地
債務者　友寄　豊子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２９４号
沖縄県那覇市久米２丁目21番９号
債務者　當間　　隆
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第９９０号
埼玉県川口市西青木４丁目２番19号
債務者　児玉　昌臣
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１００７号
埼玉県川口市柳崎５丁目19番15号　柳崎県営住宅３－208号
債務者　遠藤　政幸
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１００８号
埼玉県川口市柳崎５丁目19番15号　柳崎県営住宅３－208号
債務者　遠藤　保子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５６号
埼玉県幸手市栄２番４－303号
債務者　小城　良徳
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４１７号
埼玉県狭山市祇園１番13号　グレージュ狭山701
債務者　徳島　孝俊
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４６２号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１－11－201
債務者　出口　淳子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４７２号
埼玉県川越市大字藤間876番地51
債務者　藤原　福雄
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４７５号
埼玉県川越市南大塚３丁目14番地７（ふるさとホーム川越）、前住所さいたま市北区奈良町３番地５　大谷コーポ210号室
債務者　杉浦　　茂
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２５２号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀2167番地綾部団地Ｔ８－２号
債務者　井澤　杏菜
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２６５号
横浜市港南区日野南１丁目２番19号　カーザベルデ101
債務者　濱里　祐一
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部